

宮崎版図柄入りナンバープレートに係る図柄制作業務委託仕様書

1 目的

国土交通省において、地方版ナンバープレートを交付できる制度が創設されたことから、洗練されデザイン性の高い宮崎にちなんだ特色ある図柄を制作・導入し、官民一体となった情報発信をおこなうことにより、本県の知名度・好感度を高め、県産品の消費拡大や県外からの観光者の増加、移住者増加など地方活性化に繋げるとともに、地域の連携強化・一体感の醸成を図るものとする。

2 業務の履行期限

契約締結日から平成29年3月31日までとする。

3 業務の作業体制

(1) 業務体制

- ① 受託者は、本仕様書に定める業務委託内容等を踏まえ、宮崎版図柄入りナンバープレートに係る図柄制作業務を円滑に進めるため、必要な業務委託体制を構築すること。
- ② 「業務全体の責任者、工程ごとの責任者・担当者」を明示した「作業体制表」を県に提出し、承認を得ること。

(2) 会議

- ① 業務履行の進捗状況の報告や協議・相談を行うため、定例・臨時の会議を行うこととするが、頻度・内容・方法等については、県と協議の上決定する。
- ② 会議の場所は、原則として県庁舎内とし、その都度、県が調整・確保する。
- ③ 各会議の進行、資料の作成、議事録の作成、スケジュールの管理は原則として受託者が行うこととし、議事録は、会議終了後7日以内に作成し、県に提出することとする。

(3) 報告

各業務工程における進捗・管理状況や課題に対する管理・対応状況等について、県の求めに応じ、各種報告書を提出すること。

4 業務委託内容

以下(1)～(3)の内容により宮崎版図柄入りナンバープレートに係る図柄制作に必要な一切の業務を行うこととし、これらは必須とするが、本業務の費用の範囲内でこの他以外にもこの項目同等又はそれ以上の効果を得られると考える場合は、積極的に提案すること。

(1) 図柄の制作

① 図柄の方向性

「フェニックス」、「神話」、「ひなた」、「海」の中から複数を含んだ構成とする。

② 制作する図柄の種類

③の組み合わせにより 6種類の図柄を制作し納品することを必須とする。

なお、6種類の図柄と別に、「フェニックス」、「神話」、「ひなた」、「海」の中から3つ以上で構成する図柄を制作し納品することができる。

③図柄の組み合わせ

- i 「フェニックス」と「神話」
- ii 「フェニックス」と「ひなた」
- iii 「フェニックス」と「海」
- iv 「神話」と「ひなた」
- v 「神話」と「海」
- vi 「ひなた」と「海」

④遵守事項

制作にあたっては、別添、「図柄入りナンバープレート制度」最終取りまとめ、「図柄入りナンバープレート制度最終取りまとめ 参考資料」、「地方版図柄入りナンバープレート導入要綱（案）（平成28年〇月国土交通省自動車局）」に従い制作すること。

なお、図柄の制作にあたって、遵守すべき主な事項は、以下のとおり。

- i ナンバープレートに記載された番号等の視認性が確保すること。
- ii 政党その他の政治団体、宗教に関連するものでないもの（ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの図柄とすることにつき、広く国民の理解を得られるようなものを除く）
- iii 特定の企業の営利活動を目的とするものでないもの（ただし、その地域に関連するものであって、当該地域住民に広く受け入れられているものを除く）
- iv 個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるものでないもの
- v 国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるものではないもの
- vi 特定の人物をモチーフとするものではないもの（ただし、国民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く）
- vii 他者の権利（商標登録など）を侵すものでないもの
- viii 公序良俗に反するおそれがあるものでないもの
- ix その他ナンバープレートの公的な性格にふさわしくないものでないもの

⑤ナンバープレートの表示内容

図柄の制作にあたっては、以下の表示内容にすること。

地 域 名：宮崎

分 類 番 号：599

平 仮 名 等：あ

一連指定番号：2046

(2) 商標

制作した図柄については、県に納品する前に商標登録や著作権、肖像権など他者の権利を侵していないことを専門家に確認すること。

(3) その他必要な業務

- ・関係機関及び団体との調整業務（許認可・申請手続きを含む）
- ・事業報告書の作成

5 企画提案における留意事項

費用対効果や法令に配慮した提案に努めるものとする。

6 経費

履行までに要する全ての経費を含む。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県の承認を得たうえで、業務の一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所等に立入、関係帳簿類、その他の物件を検査、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

8 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品のすべての著作権は、宮崎県に帰属するとともに、著作権者は、著作権人格権を行使しない。

(2) 権利関係の処理

①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

②受託者又は委託者が従前から所有していたデザイン等を使用する場合も前記のとおりとする。

③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、宮崎県と受託者で協議のうえ処理することとする。

9 その他

(1) 本仕様書により作成されたデザイン等の成果品の電子データ（イラストレーター形式・JPEG形式・PDF形式）は、県へ提出すること。

(2) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、必要に応じ宮崎県と受託者で協議のうえ処理することとする。